

寄付金取扱規定

(目的)

第 1 条 この規程は、「一般社団法人 ワン・ウィッシュ」(以下、「本法人」という。)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味するところは、当該各号に定めるところに拠る。

(1) 一般寄付金 法人の事業ならびに運営を円滑に進めることを目的とするもので、本法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。

(2) 特定寄付金 前各号のほか、使途および運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄付金をいう。

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金)

第 3 条 一般寄付金は、事業年度を通じて常時募集するものとする。

2 一般寄付金の募集については、一般寄付金を募集する旨及び寄付金総額の70%を 目的事業に充当し、残額を本法人の維持のための管理費に充当する。

(特定寄付金)

第 4 条 特定寄付金は、本法人が行う特定の公益目的事業の費用を賄うために募集するものとする。

2 特定寄付金の募集については、寄付金総額、募集期間、募集対象、募集理由、寄付金の使途その他必要な事項を明らかにした文書を本法人のホームページに掲載するものとする。

3 特定寄付金については、寄付金総額の全額を当該募集の目的とした公益目的事業（募金活動に必要な費用を含む）に用いなければならない。

4 特定寄付金については、募集に係る事業終了後速やかに当該寄付金の収支及び当該寄付金により実施した事業の結果に関する報告書を本法人のホームページに掲載するものとする。

（特別寄付金）

第 5 条 本法人は、一般寄付金または特定寄付金に該当しない寄付の申し込みが個人又は団体からあった場合は、これを特別寄付金として受領することができる。

2 前項の寄付金について、寄付者からの寄付金の使途や管理運用方法その他寄付金の受領に伴う本法人の負担に係る条件が付されている場合は、その受領につき理事会の承認を受けなければならない。

（受領書等の送付）

第 6 条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に発行してこれを送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（情報公開）

第 7 条 本法人が受領する寄付金については、一般社団法人の認定等に関する法律施行規則第 2 2 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第 8 条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程及び法規に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃等)

第9条 この規程の変更改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

平成 26年 7月 15日

一般社団法人 ワン・ウィッシュ